

令和5年6月15日

障害福祉部障害者施策課

## 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

### 1 概 要

「江東区障害者計画」（平成31～令和5年度）、「第6期江東区障害福祉計画」（令和3～5年度）、「第2期江東区障害児福祉計画」（令和3～5年度）が本年度をもって最終年次であるため、計画の策定を行う。なお、計画の策定については、令和4年度に実施した「江東区地域生活に関する調査（令和4年度江東区障害者実態調査）」等を踏まえ行う。

### 2 計画の趣旨及び位置づけ

#### （1）障害者計画（根拠法：障害者基本法）

障害者施策に関する基本的事項を定めた中長期の計画。

#### （2）障害福祉計画・障害児福祉計画

（根拠法：障害者総合支援法、児童福祉法）

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、3年を1期として、サービス量の数値目標などを設定。

### 3 計画期間

（1）障害者計画 令和6年度～令和11年度（6か年）

（2）第7期障害福祉計画 令和6年度～令和8年度（3か年）

（3）第3期障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度（3か年）

### 4 策定時期 令和6年3月

### 5 策定スケジュール 別紙のとおり

## 6 計画策定体制

### (1) 計画等推進協議会（年4回）

計画の総合的な検討を行う。学識経験者、医師、障害者団体代表、施設事業者、公募区民等24名の委員で構成。

### (2) 庁内計画推進委員会・幹事会（年5回）

庁内での事前検討を行う。①庁内計画推進委員会：関係部長10名、②庁内計画推進委員会幹事会：関係課長20名で構成。

## 《 参 考 》

### 〔 障害者基本法 〕 第11条

**第3項** 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### 〔 障害者総合支援法 〕 第88条 ※平成30年4月施行

**第1項** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

**第7項** 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等に福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 〔 児童福祉法 〕 第33条の20 ※平成30年4月施行

**第1項** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

**第6項** 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

# 別紙

## 江東区障害者計画等推進協議会スケジュール

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
江東区障害者計画等 推進協議会	構成(案)検討	計画骨子(案)作成	第1回計画等推進協議会 構成・骨子(案)検討	計画素案作成		団体説明会	第2回計画等推進協議会 素案検討		区パブリックコメント	第3回計画等推進協議会 計画(案)検討	第4回計画等推進協議会 計画(案)検討	計画策定・計画書作成
庁内計画推進 委員会・幹事会		第1回	第2回				第3回			第4回	第5回	
地域自立支援 協議会			第1回								第2回	
厚生区議会 委員会			第2回定例会				第3回定例会		第4回定例会			第1回定例会

計画書送付

- ・ 計画の策定に向けて、地域自立支援協議会と連携していきます。
- 地域自立支援協議会：地域における障害者への支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法に基づいて設置された協議会で福祉・医療・教育・雇用などの関係機関により構成されています。